

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟 弁護団ニュース

第64号 発行日：令和4年6月6日

発行 ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団

藤野医師・積医師、被告国の質問に堂々反論

令和4年5月13日、熊本地方裁判所において、第40回口頭弁論期日が開かれました。

早朝8時から門前で、同地裁が下した互助会判決の誤りを指摘したチラシを配布する宣伝行動を行いました。口頭弁論期日は、藤野紘医師、積豪英医師に対する被告らによる反対尋問期日でした。

藤野紘医師は、世界で最も多くの水俣病患者を診た医師です。被告国は、藤野医師の専門は精神神経科であり、神経内科の専門的な研修を受けていないことを指摘しましたが、藤野医師は「そもそも神経内科は精神神経科から分離独立した科である。精神の問題をみるためには神経症状をきちんとみなければならないので、神経症状をみるトレーニングを積んできた」と反論しました。

被告国は、積医師に対しても、専門は消化器外科であり、神経内科の研修を受けていないのではないかと質問しましたが、積医師は、振動病の検診でも感覚障害の所見を取ってきたことや高岡医師の指導で水俣病の神経所見の取り方を学んだことを証言しました。また、国の不適切な尋問に対しては、原告代理人が異議を述べ裁判所も異議を認める場面も見られました。結局、前回の期日で、原告らが水俣病であるとした藤野・積医師の証言の正当性を揺るがすことはできませんでした。

今回の期日から裁判長が交替しましたので、両医師の尋問終了後、原告・被告双方からプレゼンテーションが行われました。

原告は、長島で汚染魚を多食し、手の震えなど水俣病の症状に苦しんできた原告の生活の様子を撮影したDVDを上映し、原告が主張・立証しなければならない事項である①曝露、②症候、③因果関係について、主張・立証のポイントをわかりやすく説明しました。

東京訴訟24回期日開かれる

4月25日、ノーモア・ミナマタ東京訴訟（民事6部）の弁論期日がありました。原告側代理人の本間耕三弁護士は、被告国と県が、「水俣病の公式確認後は、一般家庭のみならず漁業従事者の家庭においても、汚染された魚介類を摂取していたとは考えにくい」などと主張していることに対し、最高裁判決の前提となっている事実関係に背いていることなどを指摘し、こうした被告国と県の主張は到底認められるものではないと陳述しました。

次回期日は8月19日で裁判体の交代により更新弁論となり原告、被告双方が、これまでのダイジェストを陳述します。

3年ぶり開催 水俣病慰霊者犠牲者慰霊式

水俣病公式確認の日にあたる5月1日午後、水俣病犠牲者慰霊式が、水俣湾を臨む慰霊碑前で行われました。

コロナ禍の相次ぐ中止により、3年ぶりの開催となりました。規模を縮小し、慰霊式実行委員有志20名のみでの参列となりました。開会后、会場では参列者、水俣市職員などで黙とうをしましたが、それにあわせて水俣市では各所の防災無線などからサイレン音が響き、市民の祈りがさげられました。5月1日は、亡くなった方々に思いを馳せ、水俣病問題解決のためにがんばる決意を新たにする日です。大勢の患者さんたちの顔を思い出しながら献花をしました。

なお、慰霊碑に名簿を納めるのは公健法で認定された患者さんに限定されてきましたが、来年以降は、このしほりをとぎ、政治解決や特措法の患者さんたちも対象とすることが確認されています。



特報！！大阪地裁裁判官が不知火海一帯で「現地検証」！！

ノーモア・ミナマタ第2次近畿訴訟の37回目の期日が5月11日、大阪地裁の大法廷で開かれました。昨年5月から続いていた原告本人尋問の8回目で、今回が最終回となりました。尋問には、これまでに30人の原告が法廷に立ち、自分の生い立ちや家族のこと、水俣病の症状、それによる生活上・仕事上の不自由や苦しみ等について証言しました。

昼休みには、裁判所前で宣伝行動を行い、全国から寄せられた「公正判決を求める署名」1万筆を提出しました。署名提出は今回が2回目で、累計の提出数は3万筆になります。集まった署名は、4月末現在で42万筆に達していて、今後、大阪地裁だけでなく熊本地裁や東京地裁、新潟地裁にも提出していくことにしています。

裁判終了後、非公開で行われた進行協議では、原告が求めていた裁判官による不知火海一帯の現地検証が「現地進行協議」という形で行われることになりました。近畿訴訟は、12月21日に結審することも決まりました。



「健康調査の重要性を考えるシンポジウム」開催

水俣病公式確認66年になるのに合わせ、水俣病被害者・支援者連絡会は、4月30日、水俣市公民館で「健康調査の重要性を考えるシンポジウム」を開催し、約70名が参加しました。

被害を受けた区域や世代を全体的に調査し解明していくことが地域住民の健康を守る観点から重要であることが確認されました。高岡滋医師は、「水俣病の不作為の歴史とあるべき住民健康調査」と題して報告しました。水俣病未解決の根本に、不知火海沿岸住民の疫学調査が充分に行われてこなかった医学の不作為について指摘、実態をきちんと把握することが行政や医学者の務めであり、今からでも不知火海沿岸で当時魚を食べた全員の疫学調査をすべきであると強調しました。シンポジウム終了後、水俣病被害者互助会判決に抗議する声明と健康調査の実施を求める環境大臣あての要望書を確認し、終了しました。

【今後の予定】

6月8日・9日 公害被害者総行動
6月15日 熊本訴訟・高岡医師尋問

とある弁護団員のヒトリゴト

先日、地域集会に向かうため出水駅で降りなければいけないところ水俣で降りてしまいました。景色に違和感を抱いていたのに。猛省。(熊本弁護団・石黒大貴)

すべての水俣病被害者救済に向けて

ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団は、すべての水俣病被害者救済を目指しています。

みなさんの周りに、水俣病の被害者でありながら未だ救済を受けていないという方はいらっしゃいませんか。裁判に関心はあるが、なかなか裁判について話を聞く機会がないという方は、下記連絡先までご連絡ください。また、県外に移住して、現在は、近畿、関東などに住んでいる親類やご友人にもお声掛けをお願いします。すべての水俣病被害者救済に向けて頑張りましょう。

(連絡先) ノーモア・ミナマタ第2次訴訟弁護団
〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目16-1
マルダイビル1階 たんぽぽ法律事務所内(担当 広瀬)
電話 096-247-6185 FAX 096-247-6186
HP <http://www.no-more-minamata.jp/>



【公式キャラクター】
ミナノちゃん



ノーモアミナマタ第2次訴訟

検索